

下関市上下水道局 PR イベント業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「下関市上下水道局 PR イベント業務」の受託候補者をプロポーザル方式で選定するにあたり、必要な手続を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関市上下水道局 PR イベント業務
- (2) 業務目的 本業務は、市民に対して上下水道事業の役割や重要性、安心・安全な水の供給及び下水処理の仕組みについて理解を深めてもらうとともに、事業への関心と信頼を高めることを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙1「下関市上下水道局 PR イベント業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年10月16日（金）まで

3 見積り限度額

総額 2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和8年6月 8日（月）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和8年6月17日（水）
午後4時30分まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和8年6月22日（月）までに通知
- (4) 質問の受付期間 令和8年6月 8日（月）から
令和8年6月23日（火）
午後4時30分まで
- (5) 質問に対する回答 令和8年6月26日（金）まで
- (6) 提案書提出期限 令和8年7月 6日（月）
午後4時30分まで
- (7) プレゼンテーション 令和8年7月13日（月）
- (8) 選考結果通知 令和8年7月16日（木）までに通知

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しないこと。

(2) 次の申立てがなされていない者であること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て

(3) この公告の日から受託者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 下関市暴力団員排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。

(5) 下関市税及び国税を滞納している者でないこと。

なお、下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない場合においては、本店所在地で市区町村税を滞納している者でないこと。

(6) 過去5年の間に同規模以上のイベント企画・運營業務を受託した実績があること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録がある者は、番号4～7の書類は不要とする。

番号	提出書類名	備考
1	参加申込書（様式1）	
2	会社概要書（様式2）	
3	誓約書（様式3）	
4	法人の登記事項証明書	・法務局が発行する履歴事項全部証明

	(原本)	書 (発行後 3 ヶ月を超えないもの)
5	納税証明書 (原本) 又は 完納証明書 (原本)	・ 次の証明書を添付すること。(発行後 3 ヶ月を超えないもの) ア 下関市で課税がある場合(下関市に本店・支店・営業所等がある場合) 下関市が発行する納税証明書 イ 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する納税証明書又は完納証明書
6	国税の滞納がないことを証する書類(納税証明書その 3 の 3) (原本)	・ 申告している税務署が発行する納税証明書 (発行後 3 ヶ月を超えないもの)
7	直近 1 年分の決算報告書 (任意様式)	・ 貸借対照表、損益計算書等

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール (※電子メールでの提出は、番号 4～7 の書類が不要な場合に限る。)

なお、郵送の場合には、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用することとし、郵便事故等について、下関市上下水道局 (以下「局」という。) はその責めを負わないものとする。また、電子メールの場合は、送信時に必ず到達確認の連絡を行うこと。

(3) 提出期限

令和 8 年 6 月 1 7 日 (水) 午後 4 時 3 0 分まで (必着)

(4) 提出先

「1 4 事務局」に記載

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知

参加資格審査結果は、参加申込のあった者に対し、参加資格審査結果通知書 (様式 4) により令和 8 年 6 月 2 2 日 (月) までに通知する。

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和 8 年 6 月 2 3 日 (火) 正午までに電話で確認すること。

イ 通知方法

電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて局総務課に説明を求めることができるものとする。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 受付方法

別紙「質問書（様式5）」を電子メールで提出することとし、電話・来庁・ファクシミリ・口頭等での質問は受け付けないものとする。（送信時には必ず到達確認の連絡を行うこと。）

イ 受付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月23日（火）午後4時30分まで

ウ 提出先

「14 事務局」に記載

(2) 回答方法

質問者に令和8年6月26日（金）までに電子メールで回答するとともに、下関市ホームページで質問回答一覧を公表する。

質問の回答事項は、本募集要領、仕様書の追加又は修正とみなす。

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書（任意様式）

※提案は1者につき1案とする。

(2) 提出部数

正本1部 副本6部

(3) 提出期限

令和8年7月6日（月）午後4時30分まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合には、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用することとし、郵便事故等について、局はその責めを負わないものとする。

(5) 提案書の作成方法

仕様書を踏まえ、視覚的に見やすいものとするほか、以下について記載

すること。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

ア 業務の実施方針に関する事項

本業務の目的や内容をどのように理解しているか、また、実施目的を達成するためにどのようなアプローチ・コンセプトで業務を遂行するかを具体的に記載すること。

イ 業務遂行能力に関する事項

本業務を確実にを行うための組織体制や能力について、以下を具体的に記載すること。

- ・業務実績：過去に類似業務を実施した実績がある場合は、その業務内容（発注者、業務名、履行期間、業務概要）を記載すること。
- ・実施体制・計画：イベント当日の実施体制、スケジュール、スタッフの配置計画、局との迅速な連絡・調整体制。なお、業務の一部を再委託する場合は、再委託の内容及び理由を明記すること。
- ・リスク管理：雨天時や問題発生時の対応計画。

ウ 提案内容に関する事項

別紙2「下関市上下水道局 PR イベント業務公募型プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）を参照し、仕様書に即した提案内容を具体的に記載すること。適宜イラストや写真などを活用し、審査員にコンセプトやイメージが伝わるものを示すこと。具体的には以下の内容を含むこと。

- ・構成・レイアウト：イベント全体の構成、来場者の導線や回遊性を高める会場レイアウトの提案
- ・イベント内容：水道・下水道事業に対する理解や関心が深められる工夫があり、かつ高い集客力が見込める魅力的なイベントの企画やノベルティ・景品等の提案
- ・広報：周知チラシの提案、効果的な広報手段、SNSのフォローを促す工夫等
- ・共通：提案内容における独自の工夫

エ 見積額に関する事項

見積額には、総合計（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を記載すること。なお、一式表現ではなく、各提案内容と連動した具体的な内訳及び積算内容等を明示すること。

（6）提出先

「14 事務局」に記載

(7) その他

- ア 提案書は、鏡文と正本の表紙を除いて、提案者の商号又は名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。
- イ 用紙の大きさはA4判・横書きとする。ただし、図表等についてはA3判で折り込みも可とする。なお、枚数の制限は設けない。
- ウ 提案内容は、簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。
- エ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任は企画提案者が負う。

9 審査方法

(1) 評価基準

評価基準のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日 程 令和8年7月13日(月)

※時間等の詳細については別途通知する。

イ 実施場所 下関市上下水道局6階 研修室

ウ 出席者 4名以内

エ 実施時間 40分以内(質疑応答15分含む。)

オ 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター・電源

※上記以外は、企画提案者の負担において用意すること。

カ その他

- ・プレゼンテーションの順番は、局が提案書を受理した順番とする。プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。
- ・録音、録画を含むプレゼンテーションの記録は禁止する。
- ・プレゼンテーションは、提案書の記載事項に関連する内容のみとする。追加資料の配付は認めない。
- ・企業名や個人名等の判別又は推察ができる言動は禁止する。

(3) 候補者の選定方法

ア 局が設置するプロポーザル審査委員会の各委員が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

イ 失格者を除く、各委員の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、「提案内容」の項目における各委員の評価点の合計が高い者を候補者として選定する。提案内容の合計点数も同じ場合は委員の協議により選定する。

エ 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプレゼンテーションは実施する。

オ 総合点が評価点数全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

1 0 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式6）により電子メールにて通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市ホームページで公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

1 1 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該契約の仕様等について交渉を行った上、見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により局の承認を受けたときは本業務の一部を再委託できるものとする。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に扱うものとする。

1 2 情報公開

局は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者に影響が出るおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、局から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。

やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を局に請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 本実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 提案金額が、見積もり限度額を超過した場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、局が必要と認める場合には、局は事前に通告することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 4 事務局

下関市上下水道局総務課（担当：賀治・武久）

〒750-8525 下関市春日町7番32号

電話 083-231-3121 ファクシミリ 083-231-3122

電子メール sdsomuka@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5 施行期間

本要領は令和8年6月8日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。